

保育士資格をお持ちの方、横浜で働きませんか？

横浜市潜在保育士等への就労奨励金交付事業

『かながわ保育士・保育所支援センター（※）』を通じて、
横浜市内の私立保育・教育施設に就職すると
保育士個人が5万円の奨励金を受けられます。

 **保育士資格を有する保育補助者も交付対象です！**

■ 5万円の奨励金を受けるには…

かながわ保育士・
保育所支援センターで
求職登録を行う。

センターで
就労支援を受け、
横浜市内の保育所
等で働き始める

横浜市に
申請書を出す

■ 「横浜市潜在保育士等への就労奨励金交付事業」の詳細はこちら



(※) 『かながわ保育士・保育所支援センター』では、専任のコーディネーターがあなたに合った保育所探しを丁寧にサポートします。
公的機関で安心！無料で利用可能！



求職登録はこちら

奨励金の交付要件等は裏面参照

【本事業の問合わせ先】

横浜市こども青少年局保育対策課 電話：045-671-4469 メール：kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

■ 奨励金の交付要件

就労奨励金の交付対象者は、保育士資格を有するものであって次の各号のいずれの要件も満たす方とします。

- (1) かながわ保育士・保育所支援センターで就職登録を行い、センターの就労支援等を受けて、横浜市内の私立の保育・教育施設（※）に採用されていること
- (2) 前号で採用された保育・教育施設に、令和5年3月1日以降に就労開始しており、かつ申請日時点で当該施設において保育・教育業務に従事していること（申請期間は、採用日から起算して、6カ月後の属する月末まで）
- (3) 第1号で採用された保育・教育施設における勤務形態として、週20時間以上の勤務を要する雇用契約となっていること
- (4) 保育士養成施設の卒業者については、当該保育・教育施設における就労開始日時点で、卒業から1年以上経過していること
- (5) 保育・教育施設の施設長（管理者）、園長及び保育・教育施設を設置し、又は運営している事業者の役員でないこと
- (6) 過去に、この要綱に基づく奨励金の交付を受けていないこと
- (7) 当該保育・教育施設への就職にあたり、有料職業紹介事業者による採用支援を受けていないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

（※） 奨励金の交付対象となる横浜市内の私立保育・教育施設

- ・認可保育所 ・認定こども園 ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業
- ・横浜保育室 ・横浜市私立幼稚園等預かり保育事業若しくは横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を行う幼稚園

■ 奨励金の税務上の取扱いについて

当該奨励金は、税務上は「雑所得」となります。確定申告や市・県民税の申告が必要となり、課税対象となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、申告に関する詳細は、それぞれの提出先（確定申告：税務署、市・県民税の申告：お住いの自治体）にお問い合わせください。

(1) 所得税

収入が給与収入のみで年末調整によって所得が確定している方で、当該奨励金を含めた各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下である場合、確定申告は不要（課税されない）となります。

一方、当該奨励金を含めた各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計が20万円を超えることとなった方や、元々確定申告をする必要がある方については、当該奨励金の収入を含めて確定申告をする必要がありますので、御注意ください。

(2) 市・県民税について

所得税の確定申告が不要となった場合であっても、市・県民税の申告が必要となります。課税額は、原則、給与から特別徴収されます。申告の際は、本市から届いた「横浜市潜在保育士等への就労奨励金交付決定通知書」をお持ちの上、申告してください。